

練馬区孤独・孤立対策地域協議会設置要綱

令和8年3月31日

7練福管第2823号

(設置)

第1条 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）第1条に規定する孤独・孤立対策をいう。以下同じ。）を推進するために必要な連携および協働を図るため、法第15条の規定に基づき、練馬区孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、つぎに掲げる事項について所掌する。

- (1) 孤独・孤立対策を推進するために必要な情報交換
- (2) 孤独・孤立対策を推進するために必要な支援に関する協議
- (3) 法第1条に規定する孤独・孤立状態にある者への個別の支援に関する協議
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、取り扱う事案を主管する課長が、つぎに掲げるもののうち必要なもの（以下「構成機関等」という。）を招集し構成する。ただし、主管する課長を特定することが困難な場合は、福祉部管理課長が招集し構成する。

- (1) 区の職員
- (2) 関係する民間支援団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(意見の聴取等)

第4条 協議会は、第2条に掲げる事務を行うために必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条 協議会の事務に従事する者または従事していた者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、取り扱う事案を主管する課において処理する。ただし、主管する課を特定することが困難な場合は、福祉部管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。